

(特別管理) 産業廃棄物処分業変更 (廃止) 届 提出書類チェックリスト

届出者名 : _____

No.	項目	変更届区分							備考	
		ア 住所変更 (本社)	イ 氏名・ 名称変更	ウ 役員等変更	エ 事業場等 所在地変更	オ 施設変更	カ 一部廃止	ア 全部廃止		
	届出書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	・省令様式第 11 号 (特別管理は第 17 号)	
	許可申請書様式第 2 面及び第 3 面等			◎					・変更前後の役員、出資者又は使用人の一覧(氏名、生年月日、役職名、呼称、本籍及び住所を記載)の記載があれば、様式は問わない。	
①	事業計画の概要を記載した書類	○			○	◎	○	*1	・様式第 7 号の 1 から第 7 号の 5 (該当部分のみ、変更前後を添付) *1 必要に応じ添付。	
②	事業の用に供する施設							*2	※保管の場所を含む。 *2 必要に応じ添付。	
	共通	平面図、立面図、断面図、構造図				○	○			※法第 15 条施設は、施設設置許可証等及び施設使用前検査確認通知書(定期検査結果通知書)の写しを添付。内容に変更がない場合は当該許可証等で代用可。
		設計計算書				○	○			
		付近の見取図				◎	○			
		施設配置図				○	◎		※屋外・屋内の別が分かるように区分して記載すること。	
		公図の写し				○	○		※処理施設に係る土地の所在、地番、地目及び所有者を明記。	
		施設及び重機の写真等				○	◎			
		産業廃棄物処理工程図				○	○			
		保管量の上限を示す図面及び計算書				○	○			
	最終処分場	保管高の上限を示す図面及び計算書				○	○			※屋外で容器を用いない場合に添付。
残面積・残容量実測図						○			※法第 15 条許可の対象外施設(いわゆる「ミニ処分場」)の場合に添付。	
地下水等試験検査成績書						○				
地形地質図等					○					
③	施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類									
	◆土地登記事項証明書					○				
	土地使用权原書類 施設使用权原書類					○ ○				
⑩	【届出者が法人の場合】									
	定款又は寄附行為	○	○	○					*3 使用人又は出資者のみ変更の場合は、添付不要(ただし、支配人として登記されている使用人の変更の場合は登記事項証明書(履歴事項全部証明書)を添付する。)	
	◆登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	◎	◎	◎					*3	

No.	変更届区分 項目	ア 住所変更 (本社)	イ 氏名・ 名称変更	ウ 役員等変更	エ 事業場等 所在地変更	オ 施設変更	カ 一部廃止	ア 全部廃止	備考
⑪	【届出者が個人の場合】 ◆届出者の住民票の写し	◎	◎						
⑬	【届出者が個人の場合】 ◆法定代理人の住民票の写し及び 登記されていないことの証明書 等			○					※届出者が未成年者である 場合に添付。 ※法定代理人が法人である 場合は、登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)並 びに役員の住民票の写し 及び登記されていないこ との証明書等を添付。
⑭	【届出者が法人の場合】 ◆役員の住民票の写し及び登記さ れていないことの証明書等			○					
⑮	【届出者が法人の場合】 ◆出資者等(個人)の住民票の 写し及び登記されていないこ との証明書等			○					
	◆出資者等(法人)の登記事項 証明書(履歴事項全部証明書)			○					
⑯	◆使用人の住民票の写し及び登記 されていないことの証明書等			○					
⑳	使用人の権限を証する書類			○					・様式第16号 ※支配人として登記され ている場合を除く。
㉒	許可証の写し	◎	◎	○ *4	○	○	◎	◎ *5	*4 法人の代表者変更の場 合に添付。 *5 許可証の原本及び返納 書(細則様式第32号)を 提出。

◎ : 必ず添付を要する書類

○ : 該当する場合(内容に変更がある場合)には添付を要する書類

- ・ 項目欄に◆印が付いた書類は、受付日から起算して3か月前の日以降に交付されたものに限る。
- ・ 住民票の写しは、本籍(外国人にあっては、国籍等)が記載されたものに限る。
- ・ 登記されていないことの証明書とは、後見等登記ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことを証明するものとして登記官が交付する証明書をいう。なお、登記されていないことの証明書は、住所又は本籍が記載されていることを確認すること。また、登記されていないことの証明書に記載されている内容は、住民票と同一の表記になっていることを確認すること。
- ・ 複数の申請や届出を同時に行う場合は、許可事務を行う県の機関が同一のときに限り、共通する添付書類をいずれか一つの申請書等に添付することで、他の申請書等への添付を省略できる。この場合は、添付書類省略理由書(様式第18号)を提出すること。